2　産業構造・業態の特徴

施設数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年４月１日）」によれば、平成29年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の数は約２万７千箇所となっており、特定地域型保育事業を行っている保育施設は約４千９百箇所となっている。また、厚生労働省「平成27年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成28年３月31日時点の認可外保育施設は、約７千箇所となっている。

一方、児童数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年４月１日）」によれば、平成29年４月１日時点の保育所等定員（当該保育所等を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前児童の定員）は約263万人、利用児童数は約246万人である。また、厚生労働省「平成27年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成28年３月31日時点の認可外保育施設の入所児童数は、約18万人である。

職員については、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を持つ保育士が中心となって担っている。平成30年４月１日時点の保育士登録者数は約153万人となっている。また、保育士の処遇改善について、近年の取組状況として、平成27年４月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、処遇改善等加算として３％相当の改善を行ったところであり、平成27年度補正予算及び平成28年度予算においては、国家公務員の人事院勧告に対応して約1.9％相当の処遇改善を行った。平成29年度予算においては、全職員一律２％の処遇改善を実施するとともに、努力が評価され、将来に希望が持てるよう、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数が概ね３年以上の職員に対しては、月額５千円、経験年数が概ね７年以上の中堅職員に対しては、月額４万円の処遇改善を行った。平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、保育士の処遇改善について、他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととされている。

3　経営の特徴

一　（略）

二　労働市場の状況

保育分野の全国平均の有効求人倍率は平成30年３月の時点で3.12倍となっており、全産業の1.62倍に比べ高い水準にある。

（略）

第２　経営力向上の実施方法に関する事項

1　支援対象

保育分野における経営力向上のための支援対象は、保育事業において、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第２条第10項第９号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を継承するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

2　産業構造・業態の特徴

施設数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成27年４月１日）」によれば、平成27年４月１日時点の保育所等（特定地域型保育事業を除く。）の数は約２万５千箇所となっており、特定地域型保育事業を行っている保育施設は約２千７百箇所となっている。また、厚生労働省「平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成27年３月31日時点の認可外保育施設は、約８千箇所となっている。

一方、児童数については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成27年４月１日）」によれば、平成27年４月１日時点の保育所等定員（当該保育所等を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前児童の定員）は約247万人、利用児童数は約233万人である。また、厚生労働省「平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、平成27年３月31日時点の認可外保育施設の入所児童数は、約20万人である。

職員については、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を持つ保育士が中心となって担っている。平成28年４月１日時点の保育士登録者数は約139万人となっている。また、保育士の処遇改善について、近年の取組状況として、平成27年４月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、処遇改善等加算として３％相当の改善を行ったところであり、平成26年度補正予算及び平成27年度補正予算においては、国家公務員の人事院勧告に対応してそれぞれ約2.0％相当、約1.9％相当の処遇改善を行った。今後、更に２％相当の処遇改善を行うとともに、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、平成27年において４万円程度ある全産業女性労働者との賃金差（平成27年賃金構造基本統計調査）がなくなるよう、追加的な処遇改善を行うこととしている。

3　経営の特徴

一　（略）

二　労働市場の状況

保育分野の全国平均の有効求人倍率は平成28年３月の時点で2.21倍となっており、全産業の1.21倍に比べ高い水準にある。

（略）

第２　経営力向上に関する目標

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、必要な職員配置を行うことを通じて、一定以上の質の確保が求められる。併せて、公定価格により収入の大宗が決められていることから、保育分野においては、一概に中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（平成17年総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第２号）第４の２の二のイに掲げる労働生産性の向上という指標を用いて経営力の向上の度合いを測ることは適切ではない。

このため、保育事業分野における経営力向上の度合いを測定するための指標としては、職員の勤続年数、離職率その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。